



島根県報

令和6年5月31日（金）

号外第59号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委規則】

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則の（学 校 企 画 課） 2
一部を改正する規則

【人委規則】

会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する 2
規則

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第7号

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則（令和元年島根県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「次号及び次項並びに第13条第2項及び第3項において」を「以下」に改める。

第13条第1項第2号中「昭和26年島根県条例第1号」の次に「。以下「職員給与条例」という。」を加え、同条第4項第4号ア及びイを次のように改める。

ア 職員給与条例の適用を受ける職員として在職した期間については、職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）第16条第4項の規定により在職期間から除算される期間

イ 県立学校教育職員給与条例の適用を受ける教育職員として在職した期間については、県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）第40条第4項の規定により在職期間から除算される期間
第13条第4項第4号中ウからオまでを削り、同項に次の2号を加える。

(5) 第1項第2号に規定する教職員のうち、給与条例、企業局職員給与条例又は病院局職員給与条例の適用を受ける職員として在職した期間については、前号の規定により除算される期間に相当する期間

(6) 前各号に掲げる期間のほか、常勤職員との権衡を考慮し、県教育委員会が定める期間

第16条第1項中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第2項中「条例」を削り、「第3条」との次に「、第11条第5項第5号中「第5条の3第1項」とあるのは「第5条の3第2項」と」を加える。

第19条第5項第3号中「第8条の規定」を「欠勤」に、「給与」を「報酬」に改め、同項第5号中「第8条に規定する日並びに」を削り、同項第11号中「上記」を「前各号」に、「他」を「ほか」に改め、同号を同項第12号とし、同項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 第13条第1項第2号に規定する職員として在職した期間については、次に掲げる期間

ア 職員給与条例の適用を受ける職員として在職した期間については、職員の給与の支給に関する規則第17条第5項の規定により勤務期間から除算される期間

イ 県立学校教育職員給与条例の適用を受ける教育職員として在職した期間については、県立学校の教育職員の給与に関する規則第41条第5項の規定により勤務期間から除算される期間

第19条第5項中第9号を削り、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 条例等適用会計年度任用職員のうち休暇等規則の適用を受けない職員として在職した期間については、第4号から前号までの規定により除算される期間に相当する期間

附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月31日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第13号

会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「次号及び次項並びに第12条第2項及び第3項において」を「以下」に改める。

第12条第1項第2号中「昭和29年島根県条例第7号」の次に「。以下「市町村立学校教職員給与条例」という。」を加え、同条第4項第4号ア及びイを次のように改める。

ア 給与条例の適用を受ける職員として在職した期間については、給与規則第16条第4項の規定により在職期間から除算される期間

イ 県立学校教育職員給与条例の適用を受ける職員として在職した期間については、県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）第40条第4項の規定により在職期間から除算される期間

第12条第4項第4号中ウからオまでを削り、同項に次の2号を加える。

(5) 第1項第2号に規定する職員のうち、市町村立学校教職員給与条例、企業局職員給与条例又は病院局職員給与条例の適用を受ける職員として在職した期間については、前号の規定により除算される期間に相当する期間

(6) 前各号に掲げる期間のほか、常勤職員との権衡を考慮し、任命権者が定める期間

第15条第2項中「第2条」との次に「、第10条第5項第5号中「第5条の3第1項」とあるのは「第5条の3第2項」と」を加える。

第18条第5項第3号中「第7条の規定」を「欠勤」に、「給与」を「報酬」に改め、同項第5号中「第7条に規定する日並びに」を削り、同項第11号中「上記」を「前各号」に、「他」を「ほか」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号中「市町村立学校の教職員の給与等に関する条例」を「市町村立学校教職員給与条例」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 第12条第1項第2号に規定する職員として在職した期間については、次に掲げる期間

ア 給与条例の適用を受ける職員として在職した期間については、給与規則第17条第5項の規定により勤務期間から除算される期間

イ 県立学校教育職員給与条例の適用を受ける職員として在職した期間については、県立学校の教育職員の給与に関する規則第41条第5項の規定により勤務期間から除算される期間

第18条第5項中第9号を削り、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 条例等適用会計年度任用職員のうち休暇等規則の適用を受けない職員として在職した期間については、第4号から前号までの規定により除算される期間に相当する期間

附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。